

認定成年後見人養成研修のプログラムおよびシラバス改訂に伴い、前号では改定の概要をご案内いたしました。2回目となる今号では、詳細についてお伝えいたします。また、認定成年後見人ネットワーク「クローバー」設立に深く関わられた岩崎香氏（クローバー運営委員会助言者）のご寄稿もお届けいたします。

「認定成年後見人養成研修プログラムおよびシラバス改訂について～第2回～」

齋藤 敏靖／クローバー運営委員会副委員長（埼玉県支部）

本年度は、新型コロナウイルス感染症により、全国大会を始め多くの研修等が中止・延期となってしまいました。2020年度における成年後見関連研修も同様の影響がありました。予見困難なこととは言え、皆さま方には大変ご迷惑をおかけすることとなり、心からお詫び申し上げます。

さて、認定成年後見人ネットワーク「クローバー」（以下、「クローバー」）発足以来12年、養成研修で言えば14回、同じシラバスで研修を実施してまいりましたが、来年度から改正されたシラバスで実施することになりました。

シラバス改正の理由ですが、直接的な契機となったのは2016（平成28）年制定の「成年後見制度利用促進法」及び同法に伴う「成年後見制度利用促進基本計画」です。

それ以外でも「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」により、郵便転送や死後事務関係の規定が整備され、後見人の業務が変化してきました。むろん、その都度シラバスをバージョンアップさせて、微調整をはかってきました。

しかし、前述の成年後見制度利用促進基本計画における中核機関の設置など、少なからず制度の改変を伴うものについては、微調整では困難であり、全面的に見直すことと判断させていただきました。

特に、同基本計画における「意思決定支援」という概念の採用は、従来の代行決定に力点を置いた成年後見制度に、大きな変化を生み出しました。

具体的には、（広義の）意思決定支援を、（狭義の）意思決定支援と代行決定の2つのステージに分けます。そして、すべての人に意思決定能力があると推定します。

その上で実行可能なあらゆる手段を尽くしてもなおかつ、意思決定が困難な場合は、厳密な手続きの上で、最終手段として代行決定を行うことと明示しています。また、その代行決定も、当事者にとっての最善の利益であり、より制限的でない方法が選択されます。

この立場からは「後見類型だから、すべて代行決定」などという支援は否定されます。

我々「クローバー」は、意思決定支援の考え方は、成年後見領域だけでなくソーシャルワーク全体に影響を与えるものと理解しています。

「成年後見制度と精神保健福祉士」

岩崎 香／クローバー運営委員会助言者（埼玉県支部）

クローバー運営委員としての役割から退くにあたり、好きなことを書かせていただく機会をいただいた。徒然なる思いを書き綴ってしまうこととお許しいただければと思う。

2000年の介護保険法の改正を機に、日本社会福祉士会から一緒に成年後見人の養成に取り組まないかと声をかけられ、取り組み始めて早20年が経過した。数年前、「成年後見テキストブック」という書籍を本協会から出版した時に「新たな成年後見制度」と書いたら編集者から「もう、『新たな』という言葉は使わない方が…」と言われたが、私の中では、まだまだ世の中に十分に浸透していないという思いはある。

前号のクローバーNEWSに今村浩司氏が認定成年後見人ネットワーク「クローバー」を立ち上げた時の委員の思いに触れてくださっているが、当時と比較すると、精神保健福祉士の中にも成年後見人として活躍している人がいることは知られてきたと思う。しかしながら、成年後見制度の正確な理解や判断能力が不十分な方の意思決定支援などに関する精神保健福祉士の理解は十分だろうか。

「金銭を扱い、強い権限を持つ後見人に、精神保健福祉士はなるべきではない」という意見を持つ人は今もいるが、では、精神障害者の後見人を誰がひきうけるのか、リスクがあるというならばなおのこと、私たち精神保健福祉士が引き受けるべきなのではないだろうかというのが、これまでのクローバーの一貫した立ち位置だった。すべての精神保健福祉士にそこまでを望むつもりはないが、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が謳われ、できるだけ地域での生活を支援していこうという流れの中で、目の前の困っている方に対して、せめて正確な情報提供ができるところに、一緒に立ってもらえればと期待する。

認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2020年8月31日登録者 **225名**

ブロック	人数	都道府県支部内(※)
北海道ブロック	7	北海道7
東北ブロック	14	青森1、岩手2、宮城5、秋田1、山形2、福島3
関東・甲信越ブロック	93	栃木3、群馬1、埼玉16、千葉8、東京41、神奈川17、山梨4、長野3
東海・北陸ブロック	25	岐阜3、静岡8、愛知13、三重1
近畿ブロック	20	京都2、大阪7、兵庫8、和歌山3
中国ブロック	12	鳥取1、島根1、岡山4、広島4、山口2
四国ブロック	10	徳島2、愛媛6、高知2
九州・沖縄ブロック	44	福岡18、長崎3、熊本8、大分3、宮崎1、鹿児島2、沖縄9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2020年8月31日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 **358件**

※クローバー開始時(2009年度)からの総数

内、正式受任 201件	
受任中 144件	受任終了 57件
北海道3、岩手県1、宮城6、山形1、埼玉7、千葉1、東京47、神奈川9、山梨1、長野1、岐阜1、静岡3、愛知3、大阪4、鳥取1、山口1、愛媛1、福岡22、熊本21、宮崎2、鹿児島3、沖縄5、	北海道2、宮城1、東京21、神奈川5、静岡2、愛知1、大阪1、鳥取1、愛媛1、福岡17、熊本5、
内、受任前調整中 12件	
福島1、東京2、神奈川1、家裁外8	
内、受任不可・依頼取り下げ 145件	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況 (2020年6月1日～2020年8月31日)

6/27 2020年度第1回神奈川県クローバー登録者の集い (Zoom)

7/8 日本社会福祉士会ばあとなあとの協議(第2回)

7/27 2020年度第1回埼玉県クローバー登録者の集い (Zoom)

8/16 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート「成年後見人養成研修会」(講師: 山口雅弘/クローバー運営委員)

8/29 2020年度第2回神奈川県クローバー登録者の集い (Zoom)

編集後記

「コロナウイルス」によって、その先が見えない生活が続いています。クローバーの研修始め、様々な研修が中断や延期しています。しかし、最近「WEB会議」という、新たなツールの活用によって、研修や会議も再開しつつあります。クローバーの研修も「WEB会議」の活用によって早く再開できればと思います。(岡田昌大)

2020・2021年度

クローバー運営委員会新体制

皆さま、コロナ禍、お見舞い申し上げます。さて、今期のクローバー運営委員会新体制をご紹介します。

「クローバー」の立役者である岩崎香氏と今村浩司氏に助言者としてご就任いただくことになりました。新委員には、本協会東京都前支部長の関原育氏、個人で事業を開業されている吉川優子氏、外部委員として、(公社)日本社会福祉士会(権利擁護センターばあとなあ東京センター長)から熊倉千雅氏をお迎えしています。担当理事は渡邊俊一氏、担当副会長は洗成子氏となっております。前期からの継続委員は当方を含めて8人の体制です。委員長は長谷川千種、副委員長は齋藤敏靖氏で進めてまいります。

今期もどうぞよろしくお願いいたします。

(クローバー運営委員会委員長 長谷川千種)

	氏名	所属(役割)	所属支部
1	長谷川 千種	昭和大学附属烏山病院 (委員長)	東京都
2	齋藤 敏靖	東京国際大学 (副委員長)	埼玉県
3	安部 裕一	北九州成年後見センタ ー	福岡県
4	浅沼 尚子	ソーシャルワーカー事務 所 長楽庵	神奈川県
5	岡田 昌大	こころのクリニック西尾	愛知県
6	川井 邦浩	サポートセンターOMS	大阪府
7	山口 雅弘	鷹岡病院	静岡県
8	関原 育	ほっとすぺーす	東京都
9	吉川 優子	ライフサポートオフィス MVC	埼玉県
10	齋藤 憲磁	国立県営神奈川障害者 職業能力開発校	神奈川県
11	熊倉 千雅	日本社会福祉士会 権 利擁護センターばあとな (外部委員)	東京都
12	今村 浩司	西南女学院大学 (助言者)	福岡県
13	岩崎 香	早稲田大学人間科学学 術院(助言者)	埼玉県
14	洗 成子	愛誠病院(担当副会長)	東京都
15	渡邊 俊一	希づき(担当理事)	福岡県